

第三、三所(白) 会社が給年入りとして認められる場合は任意の額を
支給す

第四、三所(ハ) 支給額は

第五、三所(三) 会社が給年入りとして認められる場合は相場の金額を支
給す

第六、目下、状況によりハ遺感の増加により得られず本会中減
給す

第七、給年入りの場合は認められ、但し従来は只給年入りの既業の場合に支
給す

第八、会社が必要と認められる場合は任意の金額を支給す

第九、四週周迄は日給(常備)半日とし支給す

目下日本が他諸外国と新協定を締結し、信用を以て予
慮の必要を認めず

第十、犠牲者を出さず河を渡す
以上

(注意 先日配布の要書と対照せよ)

フィンランド工場回答 (追加)

一 共有組合を作るべし(退職疾病等)に關して

二 会社休業の際は半給を支給す

三 解雇は二週を過ぎず然らざる時は二週を分
て支給す

四 常雇労働者の最低賃金は工場労働者並に
執行すべし

五 職員請負銀より常雇賃銀に代る場合は別
議定する時を最少とすべし